

# 「学校安心ルール」(大阪市立小林小学校)

## 〈基本的な考え方〉

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことからを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「よりよい社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

段階 △ 対応	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
<b>基本的な やくそく</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・うそをつかない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールを守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人に親切にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強する</li> </ul>
<b>第1段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業時間におくれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・からかう、ひやかす</li> <li>・友だちを無視する</li> <li>・物をかってに使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導をすなおに聞かない</li> <li>・指導を無視する</li> <li>・からかう、ひやかす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物を大切にしない</li> <li>・つくえなどに落書きする</li> <li>・学校の物をかってに使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・場合によっては家庭連絡</li> <li>・個別指導</li> <li>・自分をふり返る活動</li> </ul>
<b>第2段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のじやまをする</li> <li>・授業に関係のない話をする</li> <li>・授業をさぼって、集まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間はずれにする</li> <li>・悪口、かげ口を言う</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して反抗する</li> <li>・挑発的な態度をとる</li> <li>・バカにしたようなことを言う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の物をこわす</li> <li>・夜中に外を出歩いて、うろうろする</li> <li>・カードやゲーム等でかけごとをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・家庭連絡</li> <li>・複数の教職員による個別指導</li> <li>・数日間の自分をふり返る活動</li> </ul>
<b>第3段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わざと授業のじやまをする</li> <li>・テストのじやまやカンニングをくり返す</li> <li>・学校をさぼり、校外に集まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いやがることを無理やりさせる</li> <li>・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども）</li> <li>・物をわざとこわしたり、すてたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して激しく反抗する</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> <li>・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭連絡</li> <li>・一定期間の別室における個別指導及び学習指導</li> <li>・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う</li> <li>・状況によっては個別指導教室を活用した指導</li> </ul>
<p>第3段階よりも重いと思われる事象や違反行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。</p>					